

# 公認 不動産コンサルティングマスター相続対策専門士の認定制度について

4月  
修了結果  
発表

**相続対策専門士コース修了試験結果の発表**  
4月初旬にメールにて修了者のマスター登録番号を発表いたします。  
マスター登録番号のある方が修了者となります。番号の有無をご確認ください。  
(メール送信先は「相続対策専門士コース」申込時のメールアドレスになります。)

～修了者は、以下の手続きにお進みください～

4～5月  
修了時の  
手続き

## 《修了(合格)時の手続き》

修了(合格)された方には、「認定証」を簡易書留にて郵送いたします。  
送付先は「相続対策専門士コース」申込時の住所となります。

- ① 当センターホームページに掲載する顔写真データをメール添付でお送りください。  
(顔写真の送信先メールアドレス、および締切日は別途ご連絡いたします。)
- ② 不動産マスターマイページにログインしてください。「マスターメニュー」の下に、新たに「専門士メニュー」が表示されています。専門士に関するお知らせは、メールおよび「専門士メニュー」にてご案内いたします。

**【重要】**以降、相続対策専門士に関するご連絡は、マスターマイページのログインIDとなっているメールアドレス宛てにお送りいたします。(※「相続対策専門士」申込時のメールアドレスと異なるアドレスをログインIDにしている方は、統一してください。)

下記のログイン画面でご自身のID(メールアドレス)をご確認ください。

マスターマイページログイン URL <https://www.retpec-consul.jp/myp/CmnLogin.do>

## 《認定後》

名刺やご勤務先のホームページで

### 「公認 不動産コンサルティングマスター 相続対策専門士」

の名称をご使用いただけます。

\*正式名称「公認 不動産コンサルティングマスター 相続対策専門士」です。

公認 不動産コンサルティングマスター登録の未更新により認定証の期限が切れると「相続対策専門士」の称号は使用できませんので、5年毎のマスター更新をお忘れにならないようご注意ください。

・マスターマイページ「専門士メニュー」の「専門士更新手続き」に、毎年12月に実施する専門士更新手続きについてのご案内を掲載いたしますので、必ずご確認ください。

・マスターマイページ「専門士メニュー」の「NEWS LETTER」に、相続対策専門士向けの各種ご案内を掲載いたします。任意(選択式)更新要件を充足する勉強会等のイベント開催についても掲載いたします。

12月  
更新手続き

**《更新手続きの実施 12月1日～12月31日》**★毎年更新手続きが必要ですのでご注意ください★  
「専門士メニュー」の「専門士更新手続き」にて、必須更新要件(コンプライアンス確認)および任意(選択式)更新要件(講座受講等)の確認を行ってください。  
公認 不動産コンサルティングマスター認定証の期限が切れている場合は、相続対策専門士の更新手続きはできませんので、5年毎のマスター更新をお忘れにならないようご注意ください。

更新手続きがで  
きなかつた場合

翌年1月～12月は相続対策専門士の称号を使用できません。次の12月に復活更新の機会がありますが、**2年連続で更新しない場合、相続対策専門士の認定は失効となります**のでご注意ください。

更新手続き完了★12月31日期限★

1～3月  
年間システム  
管理費支払い

年間システム管理費 2,700円をマイページより決済手続きしてください。★3月31日決済期限★  
決済方法については、12月31日迄に更新手続き完了された方に、1月中旬頃メールにてご案内いたします。

継続的に相続対策専門士向けの有益な情報提供、イベントを実施いたします。  
引き続き「公認 不動産コンサルティングマスター 相続対策専門士」としてご活躍ください。